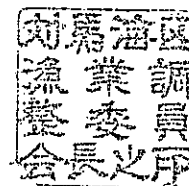


公 示

漁業法第 86 条第 4 項で準用する同法第 89 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和 6 年 5 月 9 日

対馬海区漁業調整委員会
会 長 部 原 政 夫



記

1 予定されている不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(1) 予定される処分の内容

令和 5 年 9 月 1 日付けで知事が免許した区画漁業権対区第 1306 号、対区第 1308 号及び対区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付した条件を別紙 1-1、別紙 1-2 及び別紙 1-3 のとおり変更するもの。

(2) 根拠となる法令の条項

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条

2 不利益処分の原因となる事実

当該漁業権者である美津島町漁業協同組合からの請願による。

3 意見の聴取の日時及び場所

日時：令和 6 年 5 月 17 日（金）

14 時 35 分から 14 時 45 分まで

場所：対馬振興局 本館 1 階会議室

（対馬市巖原町宮谷 224 番地）

○問い合わせ先

対馬海区漁業調整委員会事務局

電話番号 0920-52-1947

対区第1308号 免許内容

・免許番号	対区第1308号	変更なし
・漁業権者	美津島町漁業協同組合	変更なし
・漁業種類及び漁業の名称	第1種くろまぐろ小割式養殖業	変更なし
・漁業時期	1月1日から12月31日まで	変更なし
・漁場の位置	長崎県長崎県対馬市美津島町尾崎 ハチノシリ地先	変更なし
・漁場の区域	省略	変更なし
・条件	以下のとおり変更	

【条件 新旧対照表】

新	旧
1. 略	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。
2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀26台、12メートル×12メートルの方形生簀2台、10メートル×10メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が18,766平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。	2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀17台、12メートル×12メートルの方形生簀2台、10メートル×10メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が12,407平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
3. 略	3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、6,000尾を超えてはならない。
4. 略	4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
5. 略	5. ロ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

対区第1310号 免許内容

・免許番号	対区第1310号	変更なし
・漁業権者	美津島町漁業協同組合	変更なし
・漁業種類及び漁業の名称	第1種くろまぐろ小割式養殖業	変更なし
・漁業時期	1月1日から12月31日まで	変更なし
・漁場の位置	長崎県対馬市美津島町尾崎漁港防波堤地先	変更なし
・漁場の区域	省略	変更なし
・条件	以下のとおり変更	

【条件 新旧対照表】

新	旧
1. 略	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。
2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀3台、直径30メートルの円形生簀4台、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀148台、直径15メートルの円形生簀7台、15メートル×15メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が55,473平方メートルを越えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。	2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀3台、直径30メートルの円形生簀4台、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀107台、直径15メートルの円形生簀7台、15メートル×15メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が42,599平方メートルを越えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、27,570尾を超えてはならない。	3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、27,834尾を超えてはならない。
4. 略	4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない
5. 略	5. ハ、ニ、ホの点に夜間標識灯を設置しなければならない。

対区第1306号 免許内容

・免許番号	対区第1306号	変更なし
・漁業権者	美津島町漁業協同組合	変更なし
・漁業種類及び漁業の名称	第1種くろまぐろ小割式養殖業	変更なし
・漁業時期	1月1日から12月31日まで	変更なし
・漁場の位置	長崎県対馬市美津島町犬吠元犬吠鼻地先	変更なし
・漁場の区域	省略	変更なし
・条件	以下のとおり変更	

【条件 新旧対照表】

新	旧
1. 略	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。
2. 略	2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀7台、10メートル×10メートルの方形生簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,398平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 <u>1,007尾</u> を超えてはならない。	3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 <u>743尾</u> を超えてはならない。
4. 略	4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
5. 略	5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。